

議 案 第 115 号

松戸市自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年2月24日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

自転車等の駐車対策の推進に当たり、市長の附属機関を設置するため。

松戸市自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

松戸市自転車の放置防止に関する条例（昭和58年松戸市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「及び第13条」を「、第13条及び第15条第2項」に改める。

第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

（自転車等駐車対策協議会）

第15条 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第8条第1項の規定に基づき、松戸市自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、市長の諮問に応じ、自転車の駐車対策に関する重要事項について調査審議する。

3 協議会は、委員25人以内で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

松戸市自転車等駐車対策協議会委員	日額 8,500円
------------------	-----------